

## d 払い連携サービス取扱規程

(規程の趣旨)

第1条 この規程は、トラノコ総合取引約款第2条の2に基づき、d 払い連携サービス（以下「本サービス」といいます）にお申込みいただいた場合の取引に関する取決めです。

(本サービスの内容)

第2条 本サービスは、トラノコの利用において、振替口座としてd 払い残高を登録することにより、d 払いとの連携サービスを受けることができます。

2 お客様が本規程に定める条件を満たさない場合等には、本サービスによる取引に制限等が掛かることがあります。

(お申込み)

第3条 お客様は、以下の各号すべてに該当する場合に本サービスをご利用いただけます。

- (1) 本規程の内容にご同意いただくこと。
- (2) お客様が、d 払い連携サービスの専用サイトを通じて、当社の「トラノコ総合取引口座」を開設すること。
- (3) 「口座振替に関する取扱規程（トラノコ）」第2条第2項に定める引落口座としてd 払い残高を登録すること。
- (4) 原則として、d 払い残高にご登録されるご本人名義の表示とトラノコ総合取引口座お申込時にご登録されるご本人名義の表示が一致していること。

(本サービスにおける金額の制限)

第4条 本サービスにおいては、「トラノコ取引取扱規程」第8条第4項に定める各基準期間における毎月の指定日に係る、同規程第8条に定める投資承認等による購入のお申込金額および同規程第9条に定めるおつり投資の追加による購入のお申込金額の総額が、199,000 円を超えることとなる購入の申込みを行うことはできません。

- 2 前項において、199,000 円を超えることとなる直近の投資承認等もしくはおつり投資の追加のご注文については、当該投資承認等もしくはおつり投資の追加に係る購入のお申込みを受け付けないこととします。
- 3 第1項に依らず、投資承認等およびおつり投資の追加（ポイント投資は除く）によるお申込金額並びにトラノコ利用規約第6条に規定する利用料および出金手数料（以下、「利用料等」といいます。）の合計額が、お客様のd 払い残高の送金限度額を超えたことにより、お客様のd 払い残高からお引落しができなかった場合は、お申込みされた投資承認等もしくはおつり投資の追加（ポイント投資は除く）のご注文のお申込みを受け付けないこととし、かつ、利用料のお引落しができなかった場合は、トラノコ利用規約第11条に規定する機能制限が課されるものとします。

(d 払い残高からの口座振替によるご入金およびご購入)

第5条 本サービスにおいては、「トラノコ取引取扱規程」第11条第1項に規定する振替日を毎月の指定日の属する月の翌月第1営業日又は当社が別途指定する日とし、当該振替日にd 払い残高よりお引落しを行います。

- 2 本サービスにおける「トラノコ取引取扱規程」第 11 条第 2 項に規定する買付日は、当該買付日と同日とします。

(d 払い残高への換金代金等のお支払い)

第 6 条 本サービスにおいては、お客様に換金代金等の金銭をお支払いするときは、当該お支払金額が 100 万円までの場合は、引落口座にご登録いただいた d 払い残高を金銭の振込先指定口座として取り扱い、ご登録の d 払い残高に振込みを行う方法により行います。また、お支払金額が 100 万円を超える場合は、当社所定の方法により、お振込先の金融機関口座を振込先指定口座としてご登録していただくことにより、お客様からご指定いただいた当該振込先指定口座に対して銀行振込みの方法により行います。

(引落口座の変更)

第 7 条 お客様は、引落口座を d 払い残高から他の金融機関口座に変更することができます。ただし、当該変更を行った場合には、本サービスの解約を行ったものとし、本サービスの利用ができなくなるものとします。

- 2 前項の引落口座の変更を行った場合、再度 d 払い残高への引落口座の登録を行うことはできません。

(本サービスのご解約)

第 8 条 お客様は、引落口座のご登録を d 払い残高から変更することにより、本サービスを解約することができます。

- 2 前項に関わらず、お客様が d 払いを解約した場合には、前項と同様に本サービスを解約したものとみなします。

(本サービスの一部または全部の停止)

第 9 条 本サービスは、以下の各号のいずれかに該当する場合は、お客様にあらかじめ通知することなく、本サービスの一部または全部の提供を停止することがあります。

- (1) 本サービスの緊急点検の必要性またはその他の理由が発生した場合
- (2) d 払いにおいてサービスの提供の一部または全部が停止された場合
- (3) その他、当社が必要と認めた場合

(免責事項)

第 10 条 当社は、以下に定める事項の他、「トラノコ利用規約」第 8 条各号ならびに「トラノコ取引取扱規程」第 17 条第 1 項各号および第 2 項に定める事項により生じるお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失がある場合はこの限りではありません。

- (1) 第 7 条の引落口座の変更により生じたお客様の損害
- (2) 第 9 条各号により本サービスの一部又は全部が停止した場合にお客様に発生した損害

(他の規程、約款の適用)

第 11 条 本規程に定めのない事項については、その他の約款、規程、規約およびルール等により取扱うものとします。

- 2 本規程とその他の約款、規程、規約およびルール等との間に齟齬が生じた場合は、本規程の内容を優

先するものとします。

(規程の改定)

第12条 本規程は、法令等の変更、監督官庁の指示その他当社の業務上の必要が生じたときは、民法548条の4の規程に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに本ソフトウェア上のお知らせ画面、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上